

議第3号

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について

令和4年(2022年)6月6日提出
長野県都市計画審議会長

4都第18号
令和4年(2022年)5月23日

長野県都市計画審議会長 様

長野県知事

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について

長野県景観計画のうち、国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画について、景観法第9条第8項の規定において準用する同条第2項の規定により、審議会の意見を求めます。

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画（案）

本計画では、国道147号・148号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。

第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称

国道147号・148号沿道景観育成重点地域

第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係）

次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域

- (1) 一般国道147号のうち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで
- (2) 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで
- (3) 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで

第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

1 景観の特性

(1) 地域の概況

この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号・148号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。

国道147号・148号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキー場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。

高速交通網、オリンピック関連施設、国営アルプスあづみの公園の整備を契機とする各種の開発の進展に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。

(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題

この地域は土地利用の状況などにより、2つの類型に区分できます。

類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。

ア 市街地の区間（都市地域）

国道147号・148号の沿道では、一部に市街地が形成されています。この区間においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが育成されるように配慮していくこ

とが必要です。

イ 市街地以外の区間（沿道地域）

松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していく必要があります。

2 景観の育成の方針

(1) 都市地域

まち並みとして連続性に配慮しつつ快適な公共空間が構成されるよう、建築物や屋外広告物などの形態・意匠は、周辺建築物等との調和に努め、敷地周辺の緑化を図るものとします。

(2) 沿道地域

北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。

3 規制又は措置の基準

次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。

地域区分

(1) 都市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域

(2) 沿道

一般国道147号、一般国道148号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの両側各30メートル以内の地域。

ただし、(1)に掲げる地域を除く。

国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画における景観育成基準(案)

区分	都市	沿道
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更		
ア 配置	<p>(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p>	<p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあっては、特に支障がある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(エ) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
イ 規模	<p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとすること。</p> <p>(イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。</p>	<p>(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。</p>
ウ 形態・意匠	<p>(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>	<p>(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周辺の建築物等との調和に努めること。</p>
エ 材料	<p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p>	<p>(イ) 反射光のある素材を極力しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</p>
オ 色彩等	<p>(ア) けけばけしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。</p>	<p>(ア) けけばけしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p>

沿 道		都 市		区 分	
カ 敷地の緑化		(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。			
(イ)		建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。			
(ウ)		駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。			
(エ)		緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。			
(オ)		河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
(カ)		敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。			
キ 特定外観 意匠に関する 付加基準		(ア) 配置 <ul style="list-style-type: none"> 道路等からできるだけ後退させるように努めること。 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 			
(イ)		規模、形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。 			
(ウ)		材 料		(ウ) 材 料	
(イ)		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 反射光のある素材は、極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 	
(エ)		色 彩 等		(エ) 色 彩 等	
(イ)		<ul style="list-style-type: none"> けげばばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。 		<ul style="list-style-type: none"> けげばばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 使用する色数を少なくするように努めること。 光源で動きのあるものは、原則として避けること。 	
(2) 土地の形質の変更					
変更後の土地 の形状、修 景、緑化等		(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。			
(イ)		擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。			
(ウ)		敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。			
(エ)		団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。			
(イ)		団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。			
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採					
採取等の方 法、採取等後 の緑化等		(ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。			
(イ)		採取等後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。			
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵					
集積、貯蔵の 方法及び遮へ い方法		(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。			
(イ)		道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。			

国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について（概要）

1 変更の理由及び内容

(1) 変更の理由

白馬村が景観行政団体に移行し、景観計画を策定することが予定されている。

長野県景観育成計画では、景観計画の区域を「景観行政団体である市町村、松本市、上田市の区域を除く長野県の区域」としているため、白馬村の移行に伴い県の景観計画区域から外れるが、信州の景観の骨格や顔となる地域として重点的に景観の育成を行うため個別に定めた「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」から、白馬村に係る区域について削除することが必要となった。

(2) 変更の内容

「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」から、白馬村に係る区域部分について削除する。

現在の区域と削除範囲については、資料 3-3、3-4 のとおり。

2 根拠

景観法（平成 16 年法律第 110 号）

第 9 条第 2 項

景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、…あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聞かなければならない。

第 9 条第 8 項

前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

3 手続

令和 4 年 4 月	白馬村からの協議書の受理 関係市町村（大町市・松川村）からの意見聴取（意見なし） 県民意見（パブリックコメント）募集（意見なし）
5 月	県景観審議会への意見聴取
6 月	県都市計画審議会への意見聴取
11 月	景観計画の変更の告示・縦覧
令和 5 年 1 月 1 日	景観計画の変更（白馬村景観計画発効と同時）

参 考

※景観行政団体について

景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、それ以外の市町村は都道府県と協議することにより景観行政団体となる。

※景観計画について

景観行政団体が定めることのできる「良好な景観の形成に関する計画」。良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（任意）等を定める。長野県では「長野県景観育成計画」としている。

長野県景観育成計画

景 観 法

平成17年6月1日

施 行

長野県景観条例

平成 4年4月1日施行
平成18年4月1日改正

条例第4条に規定

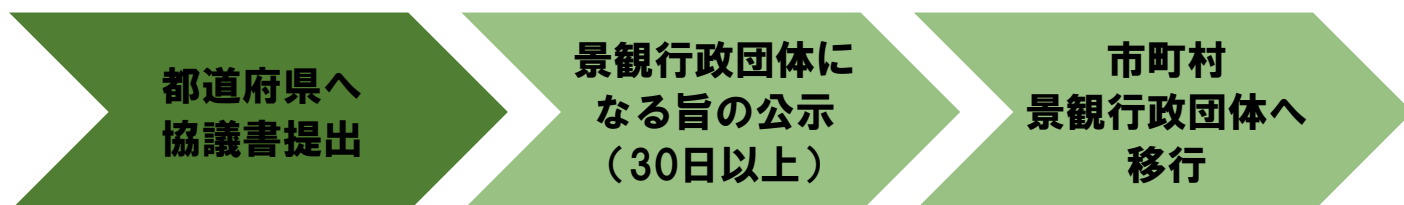
長野県の景観育成計画

◎長野県景観育成計画（景観育成基準・届出対象行為）
＜景観行政団体である市町村の区域を除く＞

- 浅間山麓景観育成重点景観計画
- 八ヶ岳山麓景観育成重点地域景観計画
- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
- 高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画

市町村の景観行政団体への移行

(景観法第7条第1項、第98条第2項、第3項)



● 景観行政団体

- ・ 景観条例を制定
- ・ 景観計画を策定
- ・ 景観形成基準に基づき届出制度を運用

白馬村の景観行政団体への移行

R 4 . 4 月	県へ協議書を提出
7 月	回答書受理
9 月	景観条例を村議会に上程 景観行政団体移行の公示
10 月	公示から30日後 景観行政団体へ移行
12 月	景観計画策定、告示・縦覧
R 5 . 1 月	景観法に係る届出受付開始

景観育成重点地域景観計画の変更

- 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画
地域：松川村、大町市、白馬都市計画区域
- 変更箇所：白馬都市計画区域の削除

都市計画審議会への意見聴取

- 景観法第9条第2項
景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- 同条第8項
景観計画の変更について準用する。

地 域 区 分

県基準による重点地域区分

- 沿道地域
- 田園地域

白馬村独自による地域区分

● 一般地域	● 重点地区
・ 山岳地域 ・ 山林集落地域 ・ 田園地域 ・ 白馬駅周辺地域 ・ 観光地域 ・ スキー場地域 ・ 河川景観	・ 国道沿道軸 ・ 眺望道路A ・ 眺望道路B
● 色彩エリア	
・ 西エリア ・ 中エリア ・ 東エリア	

白馬村景観計画景観育成基準

白馬村独自による地域類型

- 一般地域(7区分)
- 色彩エリア(3区分)

白馬村景観計画景観育成基準

- ・ 景観づくりの方針は一般地域ごとに設定
- ・ 景観育成基準は白馬村全域共通基準
- ・ 色彩基準は色彩エリアごとに設定
- ・ 景観育成重点地区の指定により補完
→ ● 沿道景観軸(3区分)を重点地区に指定

届出基準

行為の種類		長野県 景観育成重点地域	白馬村全域
建築物	新築・増改築	高さ13m又は 床面積20㎡超	建築確認を要するもの 都市計画区域外は10㎡超
	外観・色彩変更	変更面積25㎡超	変更面積25㎡超
工作物 新設等	プラント類等	高さ13m又は 築造面積20㎡超	高さ8m又は築造面積20㎡超 (索道含む)
	電気供給・通信施設	高さ8m超	高さ8m超
	太陽光発電施設	築造面積20㎡超	築造面積20㎡超
	その他	高さ5m超	高さ5m超
土地の形質変更		面積300㎡超又は 法面等高さ1.5m超	面積300㎡超又は 法面等高さ1.5m超
物件の堆積		高さ3m又は 堆積面積100㎡超	高さ3m又は 堆積面積100㎡超
特定外観意匠		表示面積3㎡超	表示面積3㎡超

景観育成基準 (主なもの)

	長野県	白馬村 (案)
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域と調和し耐久性のある素材を使用する。 ・ 反射光のある素材は控える。 ・ 地域の景観を特徴づける素材を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ木材、石材など自然系素材の使用に努める。 ・ 反射光のある素材は屋根に使用しない。 ・ 周辺の伝統的な風土や自然環境との調和に努める。
色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、周辺の自然景観と調和した色調とする。 ・ 使用する色数を少なくするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3エリアごとに、地域の状況に沿った基準を設定 ・ 各エリアごとに外壁色、屋根色、造作色について色相、明度、彩度を規定
(形態・意匠) 伝統的様式の継承	(なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、取り入れた意匠とするよう努める。

※その他の景観育成基準は長野県の景観育成基準に準ずる。

県の手続き

R 4. 4 月

白馬村から協議書受理

関係市町村からの意見聴取

県民意見募集 (パブリックコメント)

5 月

県景観審議会への意見聴取

6 月

県都市計画審議会への意見聴取

7 月下旬

白馬村へ回答書施行

県の手続き

R 4. 11月

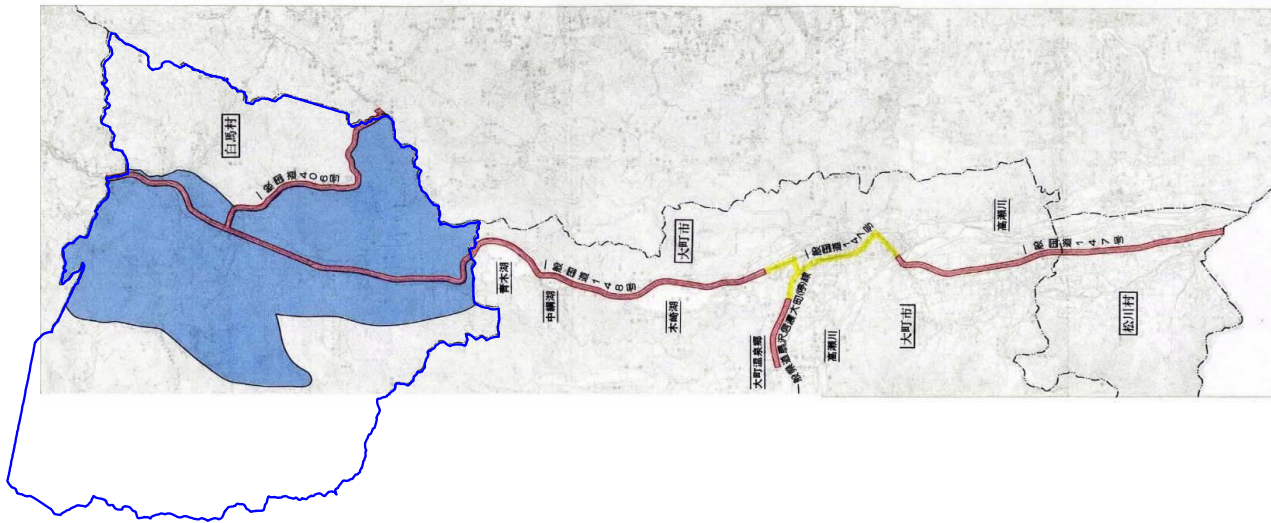
変更後国道147号・148号沿道
景観育成重点地域景観計画
告示・縦覧

R 5. 1月1日

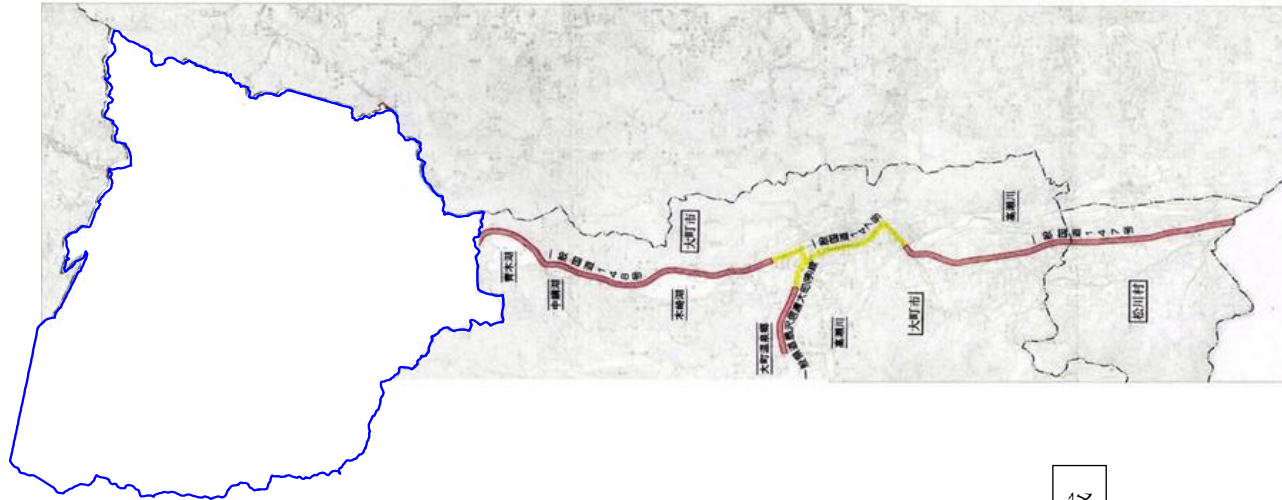
変更後景観計画発効
(白馬村景観計画発効とあわせ)

■ 国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域

〈現在〉



〈変更後〉



凡例

- 市 道
- 沿 道
- 重点地域指定区域
- 市 町 村 界

白馬村行政区域

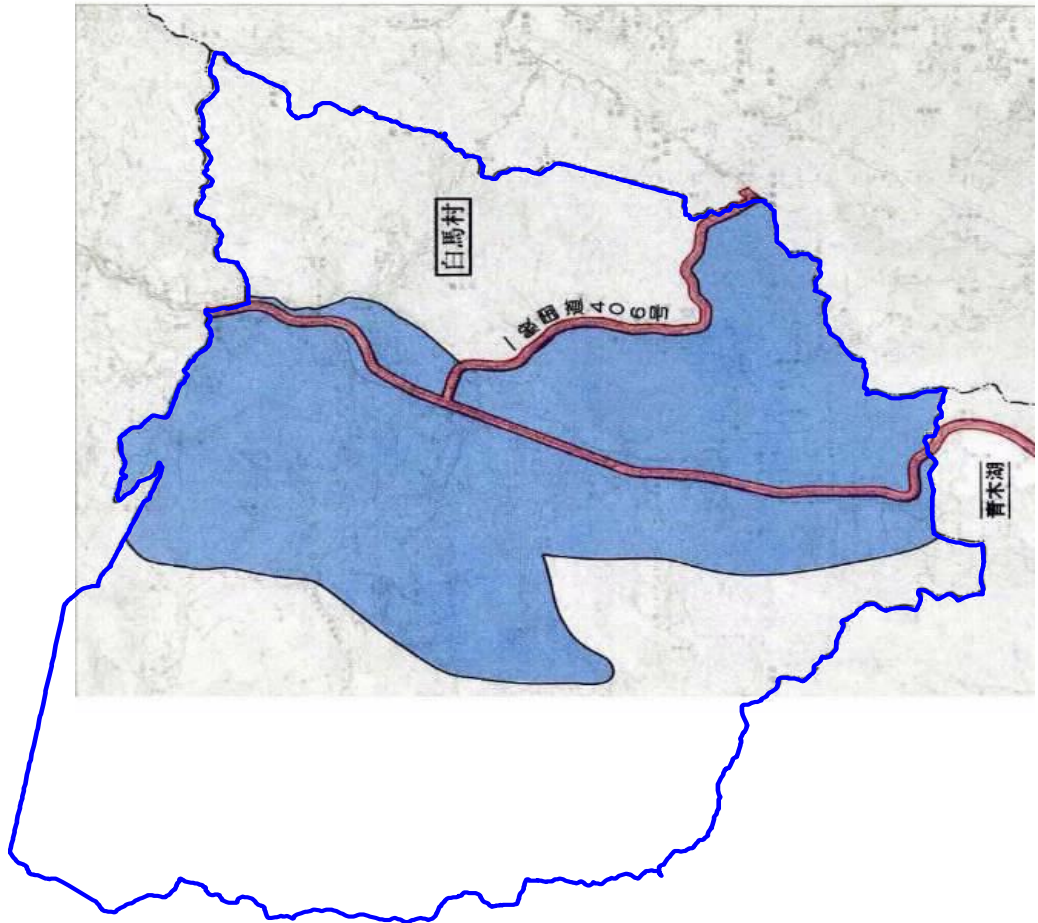
凡例

- 市 道 国
- 都 沿 田
- 重点地域指定区域
- 市 町 村 界

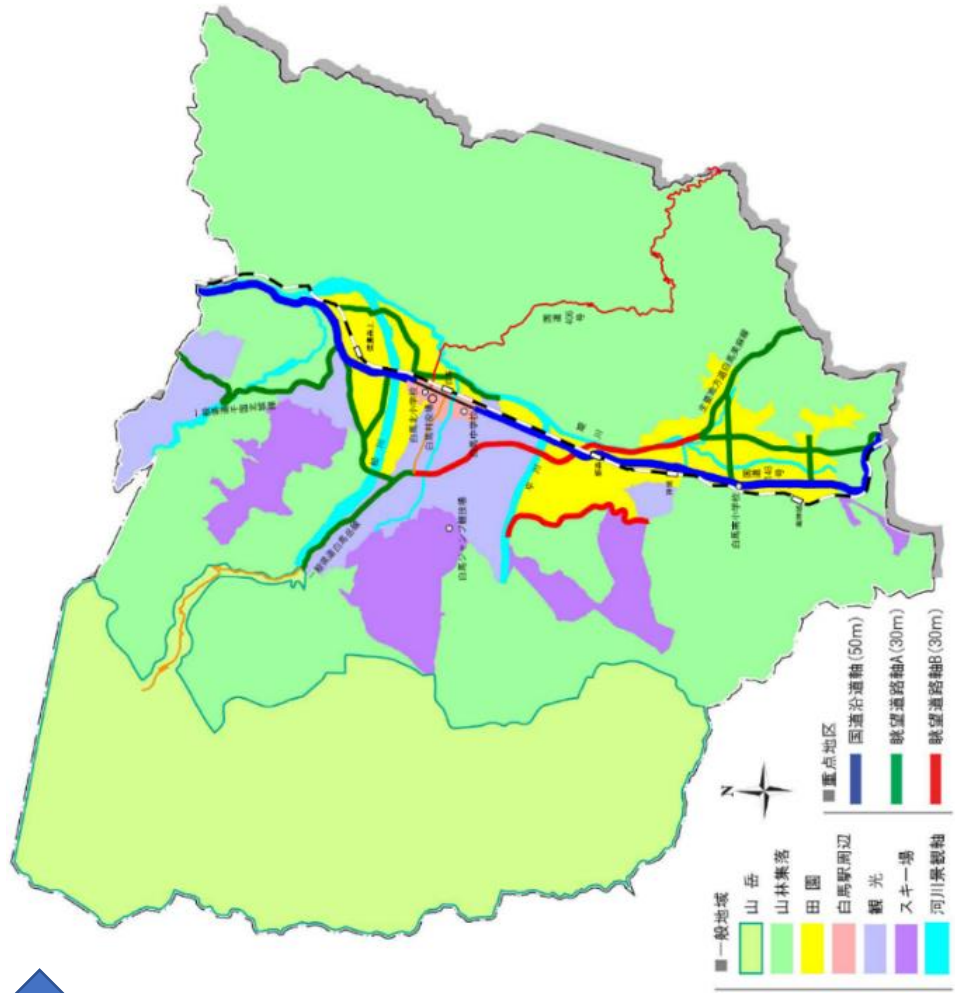
白馬村行政区域

■国道147号・148号沿道景観育成重点地域
における地域区分（白馬村に係る部分）

〈現在〉

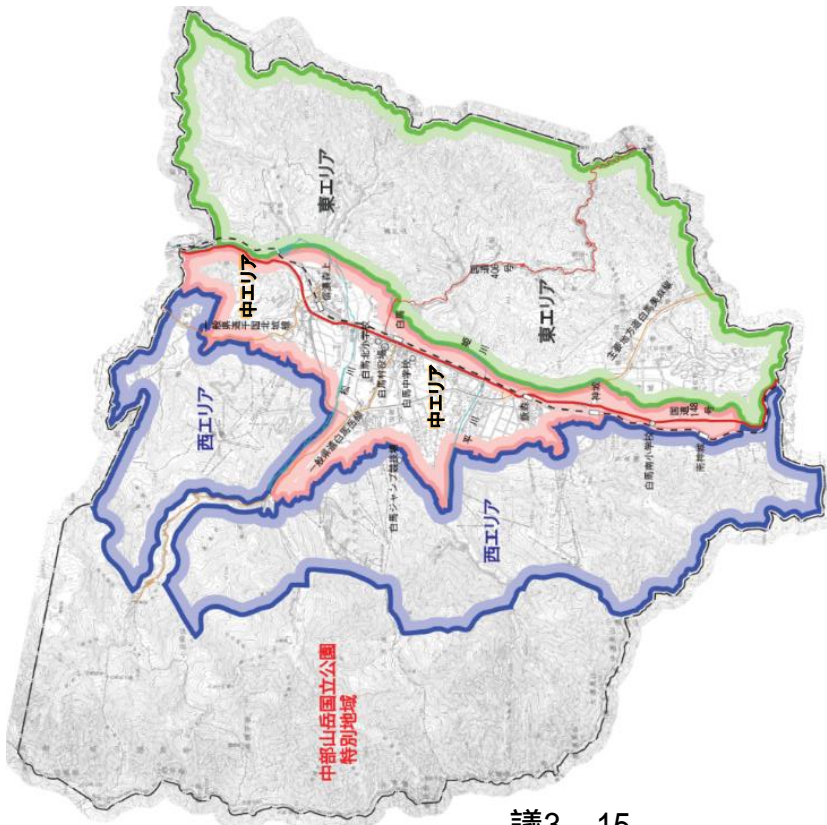


■白馬村景観計画（案）における地域区分



■白馬村の色彩エリア区分（案）

- ・建築物における色彩については、平成11年策定の「白馬村まちづくり環境色彩計画」を基本とした色彩エリアを設定。



西エリア

●3つの視点からみた特徴

- 建物相互間の距離
- 建物相互間の距離
- 建物の中心部イメージ
- 建物の中心部イメージ

●エリアの方向性

自然の中に趣をもたせ、洗練された格調と落ち着いた感じられる景観づくり

西エリアらしさ……area image 洗練

●エリアイメージから連想される配色例

外壁色	屋根色 窓枠色	ポイントカラー
白	茶色	黄
白	茶色	黄

●環境色彩としての配色例

中エリア

●3つの視点からみた特徴

- 建物相互間の距離
- 建物相互間の距離
- 建物の中心部イメージ
- 建物の中心部イメージ

●エリアの方向性

賑わいを演出しながらも、落ち着きと統一感の感じられる質の高い景観づくり

中エリアらしさ……area image 遊創

●エリアイメージから連想される配色例

外壁色	屋根色 窓枠色	ポイントカラー
白	茶色	黄
白	茶色	黄

●環境色彩としての配色例

東エリア

●3つの視点からみた特徴

- 建物相互間の距離
- 建物相互間の距離
- 建物の中心部イメージ
- 建物の中心部イメージ

●エリアの方向性

白馬村の原風景ともいえる昔ながらの伝統的・生活感や、和風情緒のある素材を積極的に守る景観づくり

東エリアらしさ……area image 情緒

●エリアイメージから連想される配色例

外壁色	屋根色 窓枠色	ポイントカラー
白	茶色	黄
白	茶色	黄

●環境色彩としての配色例

〈イメージ〉



■ 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画 新旧対照表

変更案（白馬村区域除く）	現行（白馬村区域含む）
<p>国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画</p> <p>本計画では、国道147号・148号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。</p> <p>第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 国道147号・148号沿道景観育成重点地域</p> <p>第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） 次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域</p> <p>(1) 一般国道147号のうち、安曇野市と北安曇郡松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで</p> <p>(2) 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と北安曇郡白馬村との境界まで</p> <p>(3) 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで</p> <p>(削除)</p> <p>第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）</p>	<p>国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画</p> <p>本計画では、国道147号・148号沿道景観育成重点地域の区域について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めます。</p> <p>第1 計画の対象となる景観育成重点地域の名称 国道147号・148号沿道景観育成重点地域</p> <p>第2 景観育成重点地域の区域（法第8条第2項第1号関係） (1) 次に掲げる道路及びその両側各30メートル以内の区域</p> <p>ア 一般国道147号のうち、安曇野市と松川村との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで</p> <p>イ 一般国道148号のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から北安曇郡白馬村と同郡小谷村との境界まで</p> <p>ウ 一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から大町市大字大町1954番の1地先まで</p> <p>(2) 北安曇郡白馬村の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域</p> <p>第3 良好な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）</p>

<p>1 景観の特性</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号・148号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。</p> <p>国道147号・148号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキ一場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。</p> <p>高速交通網、オリンピック関連施設、国営アルプスあづみの公園の整備を契機とする各種の開発の進展に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。</p> <p>(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題</p> <p>この地域は土地利用の状況などにより、<u>2つ</u>の類型に区分できます。</p> <p>類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。</p> <p>ア 市街地の区間（都市地域）</p> <p>国道147号・148号の沿道では、一部に市街地が形成されています。この区間においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが育成されるように配慮していくことが必要です。</p> <p>イ 市街地以外の区間（沿道地域）</p> <p>松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。</p> <p>（削除）</p>	<p>1 景観の特性</p> <p>(1) 地域の概況</p> <p>この地域は、北アルプスの山並みに平行する国道147号・148号沿道の帯状の区域で、北アルプスの雄大な眺望を有し、また、区域の周囲には安曇野の田園、仁科三湖などの優れた景観資源が存在しています。</p> <p>国道147号・148号は、地域の生活道路であるとともに、周辺に立地するスキ一場や山岳などの観光地に向かう際の幹線道路として重要な役割を持っており、交通量も多い道路です。</p> <p>高速交通網、オリンピック関連施設、国営アルプスあづみの公園の整備を契機とする各種の開発の進展に伴い、沿道景観の多様で広域的な変容が予想されます。</p> <p>(2) 景観の主な構成要素と景観育成上の課題</p> <p>この地域は土地利用の状況などにより、<u>3つ</u>の類型に区分できます。</p> <p>類型ごとの景観の主な構成要素と景観育成上の課題は、次のとおりです。</p> <p>ア 市街地の区間（都市地域）</p> <p>国道147号・148号の沿道では、一部に市街地が形成されています。この区間においては、景観の混乱を改善し、統一感のある個性的なまち並みが育成されるように配慮していくことが必要です。</p> <p>イ 市街地以外の区間（沿道地域）</p> <p>松本平から続く平野部は、大半が広大な田園で占められており、屋敷林で囲まれた農家が点在する特徴的な景観を育成しています。この区間においては、眺望を確保しつつ周辺の田園景観に調和した沿道空間が育成されるように配慮していくことが必要です。</p> <p>ウ 周辺の区域（田園地域）</p> <p>白馬三山の麓には、スキ一場をはじめとする多くの観光レクリエーション施設が立地し、我が国有数のリゾートエリアが形成されています。この区域</p>
--	--

<p>2 景観の育成の方針</p> <p>(1) 都市地域</p> <p>まち並みとして連続性に配慮しつつ快適な公共空間が構成されるよう、建築物や屋外広告物などの形態・意匠は、周辺建築物等との調和に努め、敷地周辺の緑化を図るものとします。</p> <p>(2) 沿道地域</p> <p>北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>3 規制又は措置の基準</p> <p>次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。</p> <p>地域区分</p> <p>(1) 都市</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域</p>	<p>においては、<u>自然景観と調和した、山岳観光地にふさわしい景観が育成されるよう配慮していくことが必要です。</u></p> <p>2 景観の育成の方針</p> <p>(1) 都市地域</p> <p>まち並みとして連続性に配慮しつつ快適な公共空間が構成されるよう、建築物や屋外広告物などの形態・意匠は、周辺建築物等との調和に努め、敷地周辺の緑化を図るものとします。</p> <p>(2) 沿道地域</p> <p>北アルプスへの眺望を確保しつつ、うるおいのある沿道景観が育成されるよう、建築物の配置に留意するとともに、敷地周辺の緑化を図るものとします。</p> <p>(3) <u>田園地域</u></p> <p><u>山岳観光地の景観が保全されるよう、建築物等は周辺の田園景観と調和した形態とするとともに、背景となる白馬三山への眺望を阻害しないよう努めるものとします。</u></p> <p><u>建築物等は、山岳景観や森林景観と調和するような配置、規模、高さ、形態・意匠、色彩とし、既存樹木を保全するものとします。</u></p> <p>3 規制又は措置の基準</p> <p>次に掲げる地域区分に応じ、別表のとおりとします。</p> <p>地域区分</p> <p>(1) 都市</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による用途地域の区域</p>
--	---

<p>(2) 沿道 一般国道147号、一般国道148号、一般国道406号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの面側各30メートル以内の地域。 ただし、(1)に掲げる地域を除く。 <u>(削除)</u></p> <p>(別表) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観育成基準</p> <p>本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第4項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。 その他のものは同号ニに規定する制限である。 ・1 (1)のうちウ、エ、オ及びキ ・2 (1)のうちウ、エ、オ及びキ <u>(削除)</u></p> <p>1 都市地域の基準 (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 ア 配置 (ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 (イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 (エ) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>	<p>(2) 沿道 一般国道147号、一般国道148号、一般国道406号及び一般県道扇沢信濃大町停車場線並びにこれらの面側各30メートル以内の地域。 ただし、(1)に掲げる地域を除く。 <u>田園</u> <u>(1)及び(2)に掲げる地域を除く地域</u></p> <p>(別表) 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観育成基準</p> <p>本基準のうち、次に掲げるものは法第8条第3項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。 その他のものは同号ニに規定する制限である。 ・1 (1)のうちウ、エ、オ及びキ ・2 (1)のうちウ、エ、オ及びキ ・3 (1)のうちウ、エ、オ及びキ</p> <p>1 都市地域の基準 (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 ア 配置 (ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 (イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 (エ) 北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p>
--	---

<p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p> <p>イ 規模</p> <p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。</p> <p>(イ) 高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p> <p>ウ 形態・意匠</p> <p>(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>エ 材料</p> <p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p>	<p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。</p> <p>イ 規模</p> <p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。</p> <p>(イ) 高さは周囲のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</p> <p>ウ 形態・意匠</p> <p>(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の育成やランドマークの育成にも努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</p> <p>(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>エ 材料</p> <p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</p>
--	--

<p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること</p> <p>オ 色彩等</p> <p>(ア) けげばけしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。</p> <p>カ 敷地の緑化</p> <p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいよう周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。</p> <p>キ 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。 	<p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること</p> <p>オ 色彩等</p> <p>(ア) けげばけしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、アクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。</p> <p>カ 敷地の緑化</p> <p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいよう周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すよう努めること。</p> <p>キ 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないよう努めること。
---	---

<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。 <p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉢物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> <p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p> <p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。</p> <p>(3) 土石の採取及び鉢物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けげばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・ 多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ・ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に留意すること。 <p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉢物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> <p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p> <p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないように努めること。</p> <p>(3) 土石の採取及び鉢物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>
---	---

<p>(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)</p> <p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。</p> <p>2 沿道地域の基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>ア 配置</p> <p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあつては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>イ 規模</p> <p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建</p>	<p>(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい等)</p> <p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。</p> <p>2 沿道地域の基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>ア 配置</p> <p>(ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するように努めること。大規模行為にあつては、特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。</p> <p>(イ) 隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</p> <p>(エ) 北アルプス、仁科三湖や田園への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>(オ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>イ 規模</p> <p>(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建</p>
---	---

<p>建築物等と敷地の釣り合い、高さとする事。</p> <p>ウ 形態・意匠</p> <p>(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。</p> <p>(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺の調和を図ること。</p> <p>(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>エ 材料</p> <p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することとは避けること。</p>	<p>建築物等と敷地の釣り合い、高さとする事。</p> <p>(イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感を生じないように努めること。</p> <p>ウ 形態・意匠</p> <p>(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周辺の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。</p> <p>(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。</p> <p>(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺の調和を図ること。</p> <p>(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。</p> <p>(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p> <p>エ 材料</p> <p>(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</p> <p>(イ) 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することとは避けること。</p>
--	--

<p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p> <p>オ 色彩等</p> <p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>カ 敷地の緑化</p> <p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</p> <p>キ 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。 	<p>(ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</p> <p>オ 色彩等</p> <p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>カ 敷地の緑化</p> <p>(ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するよう配慮すること。</p> <p>(イ) 建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</p> <p>(ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</p> <p>(エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土に合ったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</p> <p>(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(カ) 敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</p> <p>キ 特定外観意匠に関する付加基準</p> <p>(ア) 配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等からできるだけ後退させるように努めること。 ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 <p>(イ) 規模、形態・意匠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。 ・周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。
--	--

<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくすように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 <p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> <p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p> <p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。</p> <p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>	<p>(ウ) 材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。 <p>(エ) 色彩等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ・使用する色数を少なくすように努めること。 ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。 <p>(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）</p> <p>(ア) 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ) 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</p> <p>(エ) 団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。</p> <p>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</p>
---	---

<p>(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)</p> <p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。</p> <p>(削除)</p>	<p>(ア) 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</p> <p>(イ) 採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</p> <p>(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵(集積、貯蔵の方法及び遮へい等)</p> <p>(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ) 道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するよう努めること。</p>
<p>3 田園地域の基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>ア 配置</p> <p>(ア) 道路でできるだけ後退するとともに、<u>道路側に空地を確保するように努めること。別荘団地にあつては、道路側に既存林を残せるように原則として10メートル以上後退するよう努めること。</u></p> <p>(イ) <u>隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</u></p> <p>(ウ) <u>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</u></p> <p>(エ) <u>北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを生かして周辺の自然景観と調和するよう配置とし、りよう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</u></p> <p>(オ) <u>電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</u></p>	<p>3 田園地域の基準</p> <p>(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>ア 配置</p> <p>(ア) 道路でできるだけ後退するとともに、<u>道路側に空地を確保するように努めること。別荘団地にあつては、道路側に既存林を残せるように原則として10メートル以上後退するよう努めること。</u></p> <p>(イ) <u>隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</u></p> <p>(ウ) <u>敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。</u></p> <p>(エ) <u>北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを生かして周辺の自然景観と調和するよう配置とし、りよう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</u></p> <p>(オ) <u>電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</u></p>

イ 規模

(ア) 北アルプスや仁科三湖への眺望をできるだけ阻害しないような規模、建築物等と敷地の釣り合い、高さとする。

(イ) 個々の建築物等の規模は極力おさえ、高さは、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるように努めること。樹高以上となる場合は、北アルプスや周辺景観との調和に特に配慮すること。

ウ 形態・意匠

(ア) 背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物等と調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。

(イ) 屋根の形状は原則としてこう配屋根で適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイラインや周囲の建築物等との調和に努めること。

(ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。

(エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。

(オ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。

(カ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。

(キ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。

	<p>(イ) <u>反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</u></p> <p>(ウ) <u>地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</u></p> <p><u>オ 色彩等</u></p> <p>(ア) <u>けげばばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</u></p> <p>(イ) <u>使用する色数を少なくするように努めること。</u></p> <p>(ウ) <u>照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意すること。</u></p> <p>(エ) <u>光源で動きのあるものは、原則として避けること。</u></p> <p><u>カ 敷地の緑化</u></p> <p>(ア) <u>敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺景観と調和するように配慮すること。</u></p> <p>(イ) <u>建築物等の周囲は緑化することにより、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</u></p> <p>(ウ) <u>駐車場、自転車置き場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。</u></p> <p>(エ) <u>緑化に使用する樹種は、周辺の樹林等周辺景観と調和するものとする。</u></p> <p>(オ) <u>河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</u></p> <p>(カ) <u>敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</u></p> <p><u>キ 特定外観意匠に関する付加基準</u></p> <p>(ア) <u>配置</u></p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路等からできるだけ後退させるように努めること。</u> ・<u>河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</u> <p>(イ) <u>規模、形態・意匠</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど必要最小限の規模とすること。</u> ・<u>周辺の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。</u> <p>(ウ) <u>材料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</u> ・<u>反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。また、壁面の大部分に使用することは避けること。</u> <p>(エ) <u>色彩等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>けげばばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</u> ・<u>使用する色数を少なくするように努めること。</u> ・<u>光源で動きのあるものは、原則として避けること。</u> <p>(ア) <u>土地の形質の変更(法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの)</u> <u>(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)</u> をいう。以下同じ。)</p> <p><u>(変更後の土地の形状、修景、緑化等)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) <u>大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</u>
--	--

<p>(イ) <u>擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</u></p> <p>(ウ) <u>敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するように努めること。</u></p> <p>(エ) <u>団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アールプスへの眺望を阻害しないように努めること。</u></p> <p>(イ) <u>土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）</u></p> <p>(ア) <u>周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</u></p> <p>(イ) <u>採取等後は自然植生と調和した緑化等により修景すること。</u></p> <p>(ウ) <u>屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい等）</u></p> <p>(ア) <u>物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</u></p> <p>(イ) <u>道路等から見えにくいように遮へいし、その際には植栽などを行い周辺の景観に調和するように努めること。</u></p>	
---	--

白馬村景観計画（案）の概要について

1 景観計画策定の背景

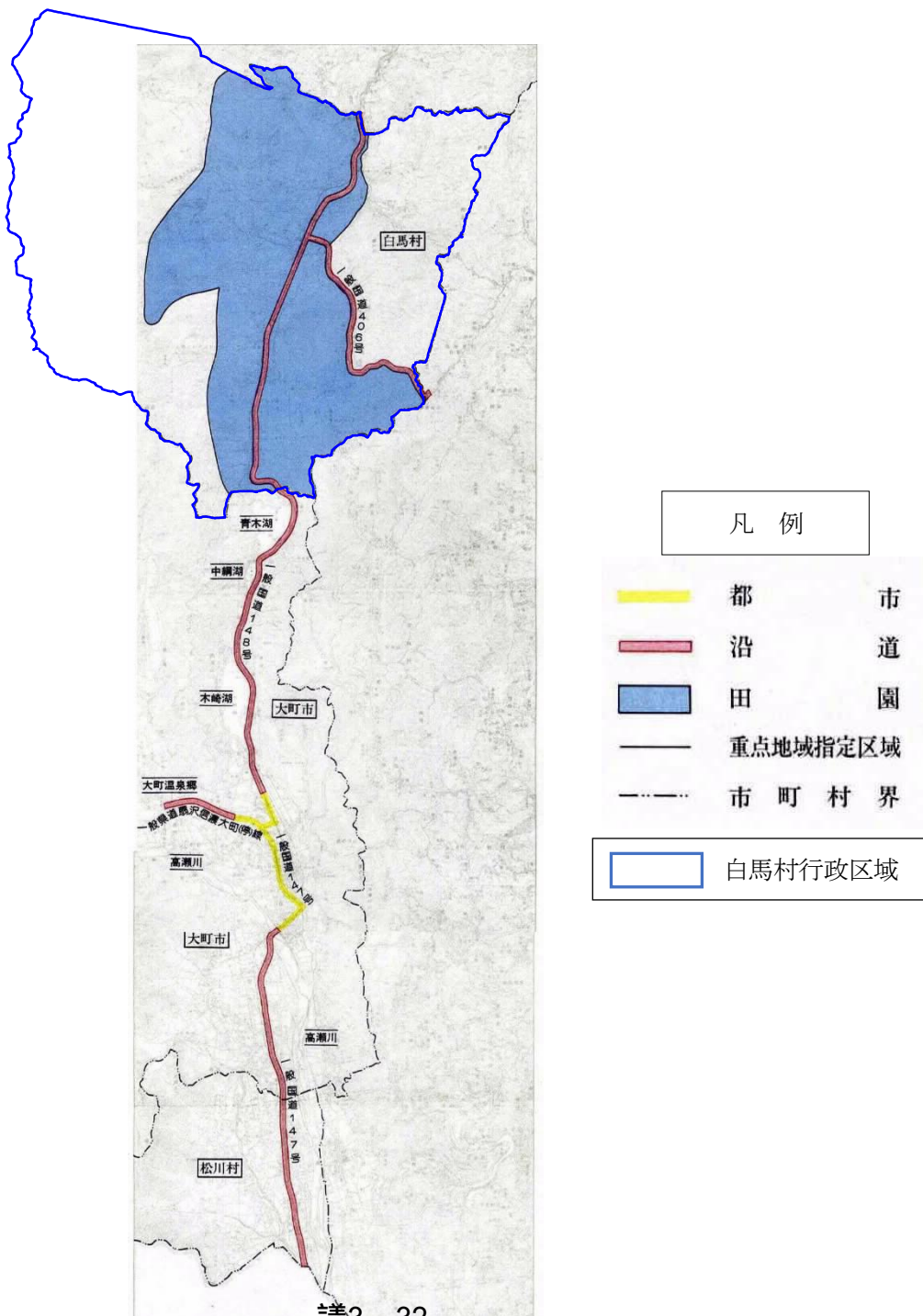
白馬村は、景観を「子孫に伝えていく大切な財産であり、将来に向かって観光資源として経済基盤の安定を図るうえでも必要不可欠なもの」と位置づけ、平成 11 年に「白馬村環境基本条例」の施行や「白馬村まちづくり環境色彩計画」の策定などにより、独自に景観育成に取り組んできた。

また、白馬都市計画区域は、県が定める「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域」の一部として指定され、景観に関する行為の取組を行ってきた。

これまで進めてきた景観育成の取り組みを基に、良好な景観育成に関する基本的な考え方や方針及び基準、取組のあり方を明らかにし、村民・事業者・行政の協働による良好な景観育成の実現を図ることを目的とした景観計画を策定する。

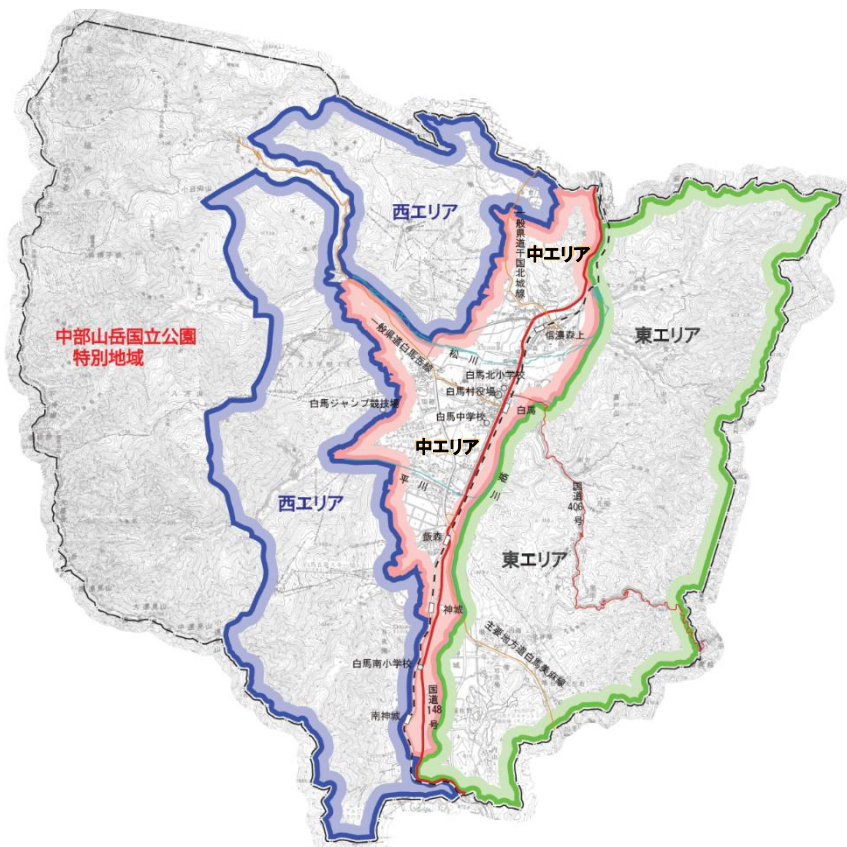
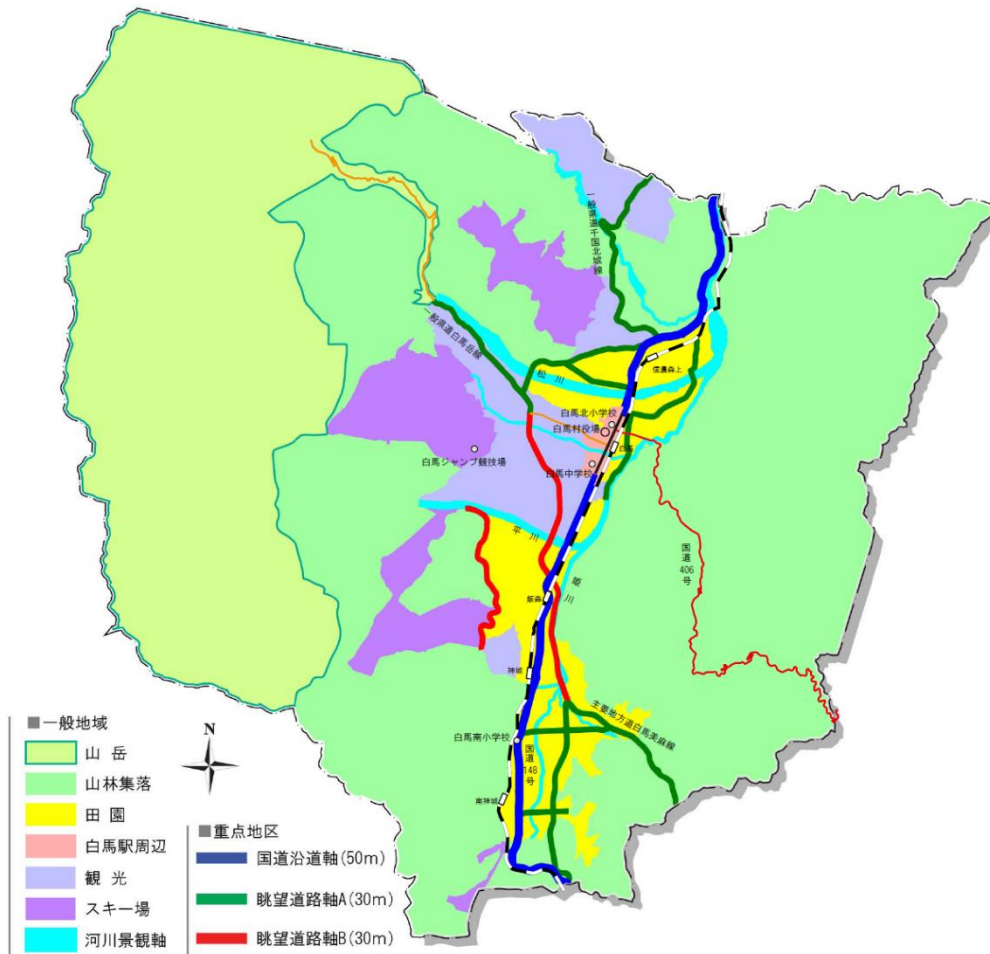
2 景観計画区域

■現在の景観育成区域



■今後の景観育成区域

地形的・景観的特性を踏まえ、7つの地域区分（一般地域）と3つの色彩エリアに区分する。また、より細やかな景観育成を積極的に図る必要がある地区として、景観育成重点地区を指定していく。



一般地域	一般地域の範囲（概要）
山岳地域	中部山岳国立公園特別地域のうち本村の範囲
山林集落地域	山林地域、山林内に点在する集落地
田園地域	まとまりのある農地、その農地の周辺部にある集落地
白馬駅周辺地域	白馬村立地適正化計画の都市機能誘導区域（白馬駅周辺地区）
観光地域	スキー場地域に隣接する観光施設等が集積する地域、落倉地区
スキー場地域	・白馬岩岳 ・白馬八方尾根 ・HAKUBA47 ・白馬五竜 ・白馬さのさか
河川景観	以下に示す河川の河川区域 姫川、楠川、松川、大樽川、平川、犬川、谷地川

色彩エリア	色彩エリアの概略の範囲
西エリア	西側の山林集落地域、スキー場地域、落倉及び飯田地区の観光地域
中エリア	西・東エリアを除く区域
東エリア	姫川より東側の区域

沿道景観軸	対象の路線名	区 間	範 囲
国道沿道軸 沿道の開放感と賑わいを確保する道路	① 国道 148 号	白馬駅周辺地域を除く大町市との境界から小谷村との境界まで	道路の境界両側各 50m以内
眺望道路A 沿道の開放感を確保する道路	② 県道白馬美麻線	村道 3149 号線から大町市の境界まで	道路の境界両側各 30m以内
	③ 県道千国北城線	国道 148 号から小谷村との境界まで	
	④ 村道 0101 号線	国道 148 号から東方向へ約 900mの範囲（神城 2157 地番先）	
	⑤ 村道 3149 号線	大町市との境界から県道白馬美麻線まで	
	⑥ 村道 0201・1082 号線	国道 148 号との交差点から県道白馬美麻線まで	
	⑦ 村道 3064 号線（消防署前線）	村道 0105 号線（白馬山麓線）から国道 148 号まで	
	⑧ 村道 0105 号線（白馬山麓線）	県道白馬岳線から国道 148 号まで	
	⑨ 県道白馬岳線	八方交差点から二股橋まで	
眺望道路B 山岳景観の眺望を確保する道路	⑩ 村道 1124 号線（姫川左岸道路）	下河原大橋から村道 3143 号線（塩島旧国道）まで	道路の境界両側各 30m以内
	⑪ 県道白馬美麻線	飯森陸橋北信号から村道 3149 号線まで	
	⑫ 村道 0105 号線（白馬山麓線）	県道白馬美麻線から県道白馬岳線まで	
	⑬ 村道 2026・2199 号線（神城山麓線）	村道 2199 号線全線、村道 2026 号線終点から村道 2039 号線まで	